

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27 年－ 24 (27. 9. 4)	生活環境	<p>「若者ふるさと定着奨学金」(仮称)の創設について</p> <p>▶理由 本県では、従来から医療関係や介護関係の専門学校に進学し、資格取得後、県内の医療・介護施設に就職した学生に対し、奨学金の全額または半額を返還免除する制度がある。 また、今年度から、国の「地方創生」予算を活用した、IT企業や薬剤師など人材不足が著しい分野に就職する学生に、奨学金返済額の最大2分の1を助成する制度が創設された。 しかし、この奨学金制度は、関係団体からの寄付金が前提になっているため、団体としての資金に余裕のない業界は対象外となった。 今回、鳥取県私立学校協会では、県外の学校に流出する若者を県内にとどめる有効な策として、県内の専修学校・各種学校に進学する学生に対する「若者ふるさと定着奨学金」(仮称)の創設が重要と考え、調査を行った。その結果、専修学校・各種学校卒業生の地元定着を一層促進するために「若者ふるさと定着奨学金」(仮称)を求める強い要望が出された。特に理美容学校からは理美容業界の現状として、近年、少子化の中で理美容師・美容師を目指す若者が減少し、理・美容学校への進学者も、京阪神を中心とした県外の学校に進学する割合が多くなっている。そして、彼らのほとんどは県外のサロンに就職している。そのため、県内の若い理美容師・美容師の人材確保は急務となっている。 「若者ふるさと定着奨学金」(仮称)制度ができれば、県内に留まる若者は確実に増え、県内の理美容業界の発展に大きく寄与することになる。さらに、女性の多い業界であるので、若い女性の県内定着は、少子化対策にも大きく貢献できると考えられる。 また、その他の校種、自動車学校や予備校からも同様の奨学金を望む強い要望が出された。 上記の要望に併せて、今後各校の趣旨をご理解のうえ、「若者ふるさと定着奨学金」(仮称)の新設を是非とも検討いただ</p>	<p>一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 吉野 恭治</p> <p style="text-align: right;">外1団体</p>

きたく陳情するものである。

▶**要旨**

県内の専門学校に進学し、卒業後県内に就職した学生に対し、奨学金の一部を県が助成する奨学金（仮称「若者ふるさと定着奨学金」）を創設していただきたい。

「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）の概要

県内の理・美容学校への進学者が、卒業後県内の職場に就職した場合、奨学金の半額を返還免除する。